

サービス計画作成等のための情報開示請求書

江東区長 殿

令和 年 月 日

次のとおり、区が保有する情報の写しの交付を請求します。
なお、開示された個人情報について、下記のとおり誓約します。

請求 及び 誓約者	氏名 ※担当者自署	事業所(施設)名										申請	交付				
	事業所(施設)所在地	事業所(施設)電話番号															
請求理由	※指定訪問介護事業者のみ記入																
情報開示対象者の被保険者番号及び氏名											請求資料	申請日	同意確認欄	事業者	包括委託	その他	枚数
											調	医	本人	医師	届出		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
※太線の中だけ記入してください。(調:認定調査による一次判定結果及び調査員特記事項、医:主治医意見書)															計	枚	

次に掲げる事項を誓約します。

(記)

- サービス計画作成のために知り得た利用者又はその家族の個人情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らさないこと。
- 個人情報をサービス計画作成に関することの他に利用しないこと。
- 個人情報を複写又は複製しないこと。
- 個人情報を適切に保管すること。
- 個人情報の取扱いについて、区による調査又は報告命令があった場合は、これに応じること。

(参照)

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45
 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第33条
 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年同令第38号)第23条
 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年同令第39号)第30条
 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年同令第40号)第32条
 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年同令第41号)第30条
 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第34条
 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年同令第35号)第31条
 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年同令第36号)第33条
 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年同令第37号)第22条

(事務処理欄)

決 裁 欄			
受付	担当	係長	課長

受付印